

## 豊島区税制度調査検討会議設置要綱

平成25年4月1日

区長決定

(設置の目的)

**第1条** 豊島区狭小住戸集合住宅税条例附則第3項に基づき、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例について検討するため、豊島区税制度調査検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 豊島区狭小住戸集合住宅税施行後における条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、同税がとるべき必要な措置について。
- (2) その他区長が必要と認める事項。

(構成)

**第3条** 検討会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 区職員 5人以内

(会長及び副会長)

**第4条** 検討会議には、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長は学識経験者の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は検討会議を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(報告)

**第5条** 会長は、報告書を作成し区長に提出する。

(運営)

**第6条** 検討会議は会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または、意見を述べさせることができる。
- 3 検討会議は公開とする。ただし、会議の決定により、非公開とすることができる。

(幹事)

**第7条** 検討会議に、検討会議を補佐するための幹事を置く。

- 2 幹事は政策経営部企画課長、政策経営部財政課長、政策経営部広報課長、区民部税務課長、都市整備部都市計画課長、都市整備部住宅課長、都市整備部建築課長、都市整備部建築審査担当課長、都市整備部マンション担当課長をもって充てる。

(庶務)

**第8条** 検討会議の庶務は、区民部税務課において処理する。

(補足)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、区長への報告書の提出をもって廃止する。